

令和7年 第8回松山市教育委員会 定例会

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。

御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和7年第8回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりでございます。

まず、本日の会議録署名人に田中委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第32号「令和7年度（令和6年度対象）松山市教育委員会の点検・評価について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

議案書1ページをお願いいたします。

議案第32号「令和7年度（令和6年度対象）

松山市教育委員会の点検・評価について」ご説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

今回、配布させていただいておりますとおり、報告書(案)を作成いたしましたので、御承認いただきましたら、次期市議会定例会の際に議会に提出するとともに公表させていただきたいと考えています。

それでは、お手元の冊子「松山市教育委員会点検・評価報告書【案】」をお願いいたします。

2枚めくっていただきますと、目次となっています。本報告書(案)は、冒頭部分に教育委員会会議の開催や審議状況ならびに教育長・教育委員の活動状況について、その後には「まつやま教育プラン21」の基本方針、施策方針ごとの事業に関する点検・評価結果について掲載する構成となっています。

それでは、次の1ページ目をご覧ください。

まず、項目2番の「教育委員会会議の開催状況」ですが、令和6年度は、定例会、臨時会を合わせまして10回開催していることを記載しています。

次に、項目3番の「教育委員会会議での審議状況」ですが、審議案件は33件、報告事項が16件、説明事項が4件となっており、それぞれの内容は2ページから5ページに掲載のとおりとなっています。

続いて、6ページをお願いします。

項目4番の「教育長及び教育委員の活動状況」ですが、こちらは教育委員会会議のほか、教育長ならびに教育委員の皆さまに、御出席いただいた行事等を掲載しています。

続いて、9ページをお願いします。項目5番の「点検・評価結果」ですが、実施にあたっては、「第4次まつやま教育プラン21」の3つの基本方針に基づく16の施策方針について、目標の達成状況や課題などを記載するとともに、評価基準として、自己評価をSからDの5段階、今後の方向性をAからUの3段階、また、学識経験を有する方などによる外部評価をスモールsからdの5段階に設定し、点検・評価を行っていることを説明しています。

今年度は、学識経験者として、愛媛大学名誉教授の三浦和尚氏、社会教育士で元松山市教育委員の白石直美氏、松山大学経営学部教授の作田良三氏の3名の方から評価や御意見をいただきました。

次の10ページから101ページにかけて、16の施策方針ごとに、各事業の自己評価や課題・問題点、改善予定等、また、施策方針ごとに有識者の方からいただいた評価・意見を掲載しています。

10ページの「学校施設開放事業」から始まりですが、全50事業で内容が多岐に渡るため、各事業の説明は省略させていただき、評価の集計について述べたいと思います。

全50事業に対する各課が行った自己評価は、「目標を大きく上回る成果が上がった」という「A」評価が4件で全体の8%、「目標どおりの成果が上がった」という「B」評価が41件で82%、「目標を下回る成果に留まった」という「C」評価が5件で10%でした。

また、3名の学識経験者からの評価は、16の施

策方針に対してになりますが、「b 目標どおりの成果が上がった」が45件で94%、「c 目標を下回る成果に留まった」が3件で6%となっております。

最後に、今回の令和6年度実施事業の評価結果の総括を申し上げますと、イベントへの参加者数や来場者数などを成果指標とする事業では、回復傾向にはありますが、コロナ禍の影響が完全には払しょくされていないということで、依然として目標を達成できず、前回の点検評価と同様、「目標を下回る成果に留まった（c 評価）」と低い自己評価となったものがありました。

そのような中でも、学識経験者からいただいた御意見を反映しながら、前回の点検評価での課題・問題点に対する改善策を着実に実施したことで、多くの施策方針で、学識経験者から「目標どおりの成果が上がった」との評価をいただいております、プランに沿った各種施策の推進が着実に図れたと認識しています。

今後も、本市が掲げる「生きる喜びが実感できる人づくり」の教育行政の目標に向け、各種施策が推進できるよう、知恵と工夫を凝らし、この点検・評価の結果並びにいただいた御意見等を踏まえながら、今後の教育行政の推進に反映させてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（教育長）

以上で説明終わりましたが、この件に関しては内容が多岐にわたっておりますけれども、委員の皆様から御意見、御質問等ありませんか。

（西本委員）

36ページの「校内サポートルーム設置事業」についてお聞きしたいと思います。

令和6年度までは、愛媛県の委託事業として市内2校の中学校に校内サポートルームがございました。今年度は松山市独自の校内サポートルームを設置するとお聞きしております。事業の途中ではあると思いますが、現在どのくらい中学校に設置が進んでいますでしょうか。

また、愛媛県の事業では登校ナビゲーターなどの支援員さんもいらっしゃったと聞いております。その人的配置などについても教えていただき

たいと思います。

（茅田課長）

現在、令和3年度からの2校に加えまして、今年度は12校に設置し、現在14校にサポートルームがある状況です。

支援に関しては、12校中11校で支援員を配置しての支援を開始しているところです。残り1校については、確保でき次第、支援員による支援を開始する予定にしております。

また、ナビゲーターについては、県の方には引き続き要望はしていくものの、産休代員や育休代員が欠員しているような状況もありますので、そういうことも含めて配置は難しい可能性もありますが、要望を続けていきたいと思っています。

（教育長）

他にありませんか。

（緒方委員）

「校内サポートルーム設置事業」について、質問というよりは感想を述べさせていただきたいと思っています。

昨年度学校訪問で、中学校のサポートというものを見させていただきまして、ここでは従来の教育相談室とか保健室とは違う、生徒が安心できる場所となっていたと思います。

7年度から新たに12校のサポートルームの設置が進んでいますが、その目標が教室復帰ということが、大きく目標になっていることが気になりました。

誰もが教室で集団で学ぶ、これが学校教育の本当に肝心なところですので、そこが理想であることには異存はないのですが、校内サポートルームについては、本人の自発的な考えで、自分の教室とサポートルームを行き来できるとか、サポートルームに登校できるとか、そういった環境が望ましいのではないかと思います。

例えば、校内サポートルームの状況进行评估するときに、何人教室に復帰したのかというようなことが数値目標になると、本来の校内サポートルームの目的とは違ってくるのではないかと感じております。

サポートルームに1週間に何日来れるようになった、3日来れるようになった、4日来れるよう

になったから、次の段階では教室へも行ってみようじゃないかというように、その教員から促すような指導というのは避けるべきではないかと思えます。従来の不登校についての指導では、段階を追って教室復帰へというような形の指導だったのではないかと思います、その点が気になりました。

先日、視察で大阪の「学びの多様化学校」である大阪市立の中学校に訪問させていただきましたが、校長先生から生徒が下校するときに、「『また明日』という言葉は禁句です」と言われていたことが印象に残っております。

これは、今日学校に来ることができても、帰る時点で、明日も来れるかすごく不安になる子どもがいるということを踏まえてのことだそうです。学校から帰る際に、「また明日」という言葉をかけてしまうと、ものすごく大きなプレッシャーになるんです。教員を務めている方は、「今日学校に来れたから、明日も来てね」と言って、多くの方が学校から子どもを帰すと思うのですが、そういう点を心していかないと、サポートルームというのが上手くいかないのではないかということを感じました。以上、感想です。

(茅田課長)

御意見いただいたとおり、周囲から無理に進めるということではなく、子どもたちの自発的な考えで進めていけるような支援が必要であると思っております。

8月末に担当者を集め、情報共有やサポートルームの円滑な運営について協議をする予定にしていますので、いただいた貴重な御意見も参考にしながら、今後の円滑な運営に向けて皆で話し合っていこうと思います。

(教育長)

他にありませんか。

(田中委員)

83ページの「ふるさと松山学の活用推進」の郷土への愛着の部分について、お伺いいたします。

取組内容の中で、書籍「広がれ！ふるさと松山の心」の販売とかY o u T u b eなどを通した発信で、市民の皆さんのシビックプライドの醸成に触れられておりました。

これまで把握されている、市民の皆さんからの反響があれば教えていただきたいと思います。

(大角所長)

「広がれ！ふるさと松山の心」の一般販売についての市民の反響ですが、市民の方、県外の方も含めて、多くは「松山を知りたい」「俳句について学びたい」ということでした。

検索を続けていくと、「広がれ！ふるさと松山の心」の一般販売に行きつき、そこからえひめ電子申請システムを使って購入出来るようになっていきます。

そこで確認できるコメントの中には、「松山のことがとてもよく分かる」「よくまとまっている」「松山出身の者として誇りを持っている」「取組全体として素晴らしい」などいただいております。

また、「是非細く長く続けてほしい」というような反響もあります。

販売は主に、坂の上の雲ミュージアム、子規記念博物館、教育研修センターの窓口で実績があります。

一般販売と少し離れますが、企業版ふるさと納税についても、教育研修センターの教育研究開発事業に対して、松山出身の方から100万円の寄附をいただいております。

寄附いただいた方は起業された創業者で、松山出身として、先ほど申し上げましたように、細く長く続けて欲しいという願いがあったと聞いております。

動画の公開については、Y o u T u b eですので、直接感想をいただくことまではしていませんが、先日視聴回数を確認しました。正岡子規であれば3万2,000回、秋山好古であれば8万4,000回、秋山真之であれば18万回ほど視聴されています。テレビの効果も少しあったものと思いますが、このようにして、松山の偉人を知るといったようなことを通してシビックプライドに結びついているのではないかと思います。

(田中委員)

丁寧にお答えいただきありがとうございます。

以前、書籍「広がれ！ふるさと松山の心」を販売するということをお聞きした時に、すごく画期的な取組だと感動した記憶があります。

また、松山市のホームページからY o u T u b eを見ていたのですが、新しく教育者の山路一遊がアップされておりました。

力を入れている取組が継続されていることが伝わってきました。第三者評価でも高い評価の御意見をいただいております。今年度も期待しておりますので、よろしくお願いします。

(大角所長)

偉人全てについてY o u T u b eに掲載しているわけではありませんが、協力関係機関とも連携を取って、細く長く続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(教育長)

他にありませんか。

(緒方委員)

不登校問題について、34ページから35ページの教育支援センター事務所の「不登校対策総合推進事業」の部分について感想を述べさせていただきたいと思っております。

不登校支援中学校3年生の進学率は91.3%ということですが、これは非常に高い率で、不登校でも環境を整えれば、高校進学が可能であるということを実証していると思っております。

この結果は、不登校で悩む児童、生徒、保護者を勇気付ける結果だと思っておりますので、継続していただきたいと思います。

小学校の不登校について、不登校児童数が増えているということですが、小学校の不登校は基礎学力がつかない可能性が高く、小学校の基礎学力がないと、中学校で学習不振になり、不登校という状況から非常に抜け出しにくい状況に繋がります。

小学校の子どもは支援センターに通うこともなかなか難しいということで、支援センターではアウトリーチ型の支援をするということを聞き、期待していたんですが、今年度18名に対して継続的な支援ができたということがありましたので、本当に良かったと思っております。

ただ、小学校の不登校の数が増えておりますので、まだまだ支援を必要としている児童は多いと思っております。可能な限り、アウトリーチ型の支援を充実させてほしいと思っております。

また、「にわとりの会」についてなんですが、これは非常に長い歴史のある保護者対象の登校支援の会であります。不登校の児童生徒の保護者は孤立したり、不安感が非常に強いので、これも広く広報して支援センターに直接関わってなくても、不登校について不安を覚えている保護者の人はどうぞ来てくださいという会として継続していただき、引き続き保護者負担の軽減に努めていただきたいと思います。

先ほどもありましたように、学びの多様化ということが言われていますが、児童生徒の学びのスタイルに合わせていくことが求められていると思います。

現在、市内の中学校14校に校内サポートルームが設けられています。支援センターでも、多様化する不登校への対応を課題として挙げていますが、以前のように学校復帰、教室復帰を目標にするのではなく、児童生徒一人一人の状況を見て成長に繋げていただけたらと思います。

(教育長)

他にありませんか。

(田中委員)

97ページの「学校の救急対応スキルの充実」に関して、昨年他県で学校給食で喉に詰まらせて小学生が亡くなったという事故がありました。それは記憶に新しいのですが、同じような事故はいつでもどこでも起こる可能性があります。災害等も同じです。

応急手当を即座に行うということは、生存率とか、その後の社会復帰に大きく関わってくるそうです。

応急手当普及員の資格取得がなかなか進まないという評価だったのですが、何が原因なのか、時間的な負担なのか、それとも費用の負担についてなのかは分かりませんが、第三者評価に示されていたように、応急手当のW e b 講習なども活用するなどして、教職員皆が基本的な救急対応を継続的に学ぶ機会があればよいと思います。

とても重要な事業であると思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(中村課長)

救急救命につきましては、委員がおっしゃるよ

うに、どれだけ早く対応できるかというのが重要になってきます。具体的には、アレルギーについてはアレルギー用の児童生徒を持つ教員・養護教諭等に対して適切に対応するようなことは定期的に行っております。

また、この点検・評価に記載しております応急手当普及員、こちらにつきましては教職員が費用を負担することはございません。無料で行っております。

なお、Web講習の話もありましたが、応急手当普及員がいることによって、学校現場の教職員に対し、保健体育課で用意しています心臓マッサージの実技を行うための人形等を用いながら、具体的な現場対応を学ぶ講習は定期的に行っております。

Web講習についても、こういうものがあるということを紹介していく方法について検討していきたいと思います。

全ての教職員が、児童生徒に何かあった時に、速やかに対応できるような、そういった施策を行っていきたく思っております。

(教育長)

他にありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

ないようですので、私の方から2点ほどお聞きします。

一点目は、この事業について自己評価等々を各課でされておりますが、評価そのものに対して客観的にできているのか少し疑問に思うところもあります。

例えば、14ページの中央図書館事務所の「読書振興事業」です。図書貸出冊数の目標として1人当たり4.1冊となっておりますが、達成状況では3.4冊で目標を下回っています。貸出者数は微増であるという状況の中で、自己評価として「目標どおりの成果が上がった」という評価となっています。

40ページの「子どものための歯・口の健康づくり推進事業」で、目標はそれぞれ子どもの健康づくりの基礎を培うことといったように書かれてい

るのですが、達成状況を見たときに、「12歳児の永久歯の虫歯がない者」は、令和6年度では目標を達成しておりますが、「歯肉に炎症所見を有する者」は小学校では目標を下回っています。

また、「中学校における給食後の歯磨きの実施率」の目標が100%に対して下回っており、かつ課題点の中で、中学校の昼食後の歯みがき実施率が、以前の水準まで回復していないとか、小学生の歯保有者率が、全国平均より高くなっているという結果になっているにも関わらず、自己評価では目標どおりの成果が上がっているとなっていて、達成と自己評価との乖離というものが見受けられるところがあるのですが、そういう点について教育総務課から全体的な考え方、所見をお伺いしたいと思います。

二点目は、12ページで、「青少年センター管理運営事業」で、利用者数の目標年間20万人に対して、14万2,000人の利用しかなかったことから、「目標を下回る結果に留まった」という評価をしていますが、6年度は施設の大規模改修があり体育館の使用が3か月間できなかったということを考えた場合に、この3か月間が例年通り利用できたとなると、その数値はどうなっていたか、想定で判断してはいけないと思いますが、仮に改修工事がなく開館していた場合には、一定数の利用があり、目標に近い数値になったのではないのかとも推測にはなりますが考えられます。単に数字だけで下回ったといった評価をしていいのかという点について疑問に思いました。

それから、管理運営をされている指定管理者との関係性の問題もあると思いますので、指定管理者と意思の整合、統一というところも踏まえ、該当の評価について、お互い共通の認識ができていくかどうか、その点について御所見をお伺いしたいと思います。

(石川課長)

ご指摘のとおり、目標と達成状況等には確かに乖離があるものはございます。

全体的に数値目標としては達成できていなかったのですが、それぞれの事業では、記載されている内容だけではなく様々な取組を行っているものもあり、そういう点も踏まえて、事業全体で自己評価をしていることから、そういった結果になっているものもあると思っております。

(越智所長)

青少年センターの利用人数につきましては、教育長から話がありましたように、令和6年度の1月から3か月間体育館が利用できない状況でした。令和5年度の同期間3か月間の利用人数は、約1万人ですので、仮にその人数を加えても、目標の20万人には達しないと考えております。

ただ、この目標の人数はコロナ禍前の利用人数などを参考に設定している目標値でありますので、今後とも体育館のみならず、様々な貸館事業を行っておりますので、指定管理者と協議を進めながら、利用促進に努めていきたいと考えております。

(教育長)

先ほどの例として、二つの事業を掲げて質問をさせていただきましたが、それぞれの所管課において立てた目標に対してどうだったのか、個々の事業がどうだったのかということを相対的に判断した上での自己評価であるということを、各課がそれぞれ取り組んだ事業に対して、外部から質問に対しても明確に回答できるようお願いします。それだけの自信を持った評価をしているんだということを、単に前年度の書き写しといったことがないように、そういった点を意識して取り組んでいただきたいと思います。

また、青少年センターの管理運営事務については、指定管理は青少年センターだけではなく、他の部署にもあると思いますので、指定管理者との関係性も踏まえ、互いの立場や気持ちも考えながら進めていくという意識を持って取り組んでいただけたらと思います。

特に、期待する成果が下回っているという評価は、指定管理者にとっても厳しいものだと思うので、そういった評価については、指定管理者も受けとめた上でのものであるということを、お互いに意識していただくようお願いいたします。

(教育長)

他に御意見等はないでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですので採決いたします。

議案第32号「令和7年度（令和6年度対象）松山市教育委員会の点検・評価について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第33号「松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

教育総務課石川です。よろしくお願いいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第33号「松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」御説明いたします。

松山市職務権限規則では、これまで、市民意見公募手続きの実施に関することにつきましては、総務部長の専決事項となっておりましたが、このたび部長及び担当部長の共通専決事項とする規則の一部改正がありました。

そのことに伴いまして、松山市教育委員会事務局職務権限規則につきましても、事務局長の専決事項となるよう規則を一部改正するものです。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりましたが、この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見等もないようですので採決いたします。

議案第33号「松山市教育委員会事務局職務権限規則の一部改正について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第34号「公民館長の退任について」を議題といたします。
毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)
地域学習振興課です。よろしくお願いします。
お手元の資料5ページ、6ページをお願いします。
議案第34号「公民館長の退任について」御説明いたします。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号の規定により任命しておりました、北条公民館の山本信吾館長より、一身上の都合による退職願いが提出されたため、その退任を承認するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)
以上で説明は終わりました。
この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
意見等もないようですから採決いたします。
議案第34号「公民館長の退任について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)
なし

(教育長)
御異議なしと認めます。
よって、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第35号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)
地域学習振興課です。よろしくお願いします。
お手元の資料7ページ、8ページをお願いします。

議案第35号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条により教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、公民館運営審議会委員のうち2名が退任し、新たに2名の委員を委嘱するものです。

退任される方は、各種団体の役員改選により、辞任願いが提出されたものです。また、委嘱を予定している方は、先ほどの退任者の後任であり、任期は令和7年8月13日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)
以上で説明は終わりました。
この件に関し、何か御意見等はございませんでしょうか。

(一同)
なし

(教育長)
意見等もないようですので採決いたします。
議案第35号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」を議題といたします。

越智教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(越智所長)

教育支援センター事務所の越智です。よろしくお願いいたします。

報告書9ページをお願いします。

報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」御説明します。

青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的に、市内各地で巡回活動を行う松山市青少年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱しています。

この度、教育支援センター事務所の会計年度任用職員2名が一身上の都合により退職し、青少年育成支援委員を退任しました。

松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第9号「松山市青少年育成支援委員の退任について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆様から何か御意見や御質問などはございませんか。

(西本委員)

先般の報道でもありました、市内中学校における個人情報の流出に関する事案についてお聞きしたいと思います。

内容について報告を受けたこともありますし、報道で見たこともあります。事案の内容について、当該中学校保護者の方だけではなく、それ以外の保護者の方も含め心配されている方が多いかと思いますので、改めて内容や今後の対策などについて教えていただければと思います。

(白石事務局長)

説明の前に資料をお配りさせていただきます。

(資料配布)

(大角所長)

令和4年度に発生した垣生中学校の生徒名簿流出事案について御説明させていただきます。

今回、令和4年度の生徒名簿データが、令和4年当時に学校外へ流出していたことが分かりました。

対象は、令和4年度の垣生中学校の全校生徒413名分で、記載されていた内容は、生徒の学年、学級、出席番号、氏名、よみがな、性別、生年月日、郵便番号、住所、保護者氏名です。

判明の経緯としては、7月22日に生徒名簿を持っているという情報提供者から名簿データが示された事実を確認し、調査を進めたところ、流出した原因として、通常、個人情報を保存しない学校の教材用共有フォルダに、令和4年当時の教員が当該名簿データを保存し、生徒Aがそのデータを見つけ情報を抜き取り、令和6年から令和7年にかけて、当時の同級生であるBとCとDの3名に提供したものです。

データを受け取ったBは、Bの保護者Fと知り合いの一般市民のEにデータを送り相談し、相談者のEから松山市教育委員会に情報提供がありました。

教育委員会の対応状況としましては、警察の協力のもと、当時の生徒A、B、C、Dと一般市民E、保護者Fの6名が所持した情報データを削除し、その際6名からは情報を他に渡したり、利用したりはしていないと聞き取りをしています。また、そうした状況は確認されておりません。

再発防止策としましては、先日、松山市教育委員会から市立の全小中学校に対して、個人情報の適切な取り扱いについて通知し、指導を徹底いたしました。

説明は以上となります。教育委員の皆様には御心配をおかけして大変申し訳ございませんでした。

(教育長)

ありがとうございました。

この件に関し、何か御意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

他に御意見、御質問等ありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、本日本日の日程は終了いたします。

これを持ちまして、令和7年第8回定例会を閉会いたします。

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。